

## 介護予防相当訪問事業（重要事項説明書）

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 アリスジャパン
主たる事務所の所在地	〒721-0965 広島県福山市王子町二丁目11番6号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 伊藤 健二
電話番号	084-923-0721

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケアサービス福山
サービスの種類	介護予防相当訪問事業
事業所の所在地	〒721-0965 広島県福山市王子町二丁目11番号
電話番号	084-928-8090
指定年月日・事業所番号	平成21年4月1日 3471505879
管理者の氏名	河村 千春
通常の実地実施地域	福山市（内海町、走島を除く）

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業所は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

介護予防相当訪問事業サービス（以下「訪問型サービス」という。）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

### 5. 営業日時

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	8:30～17:30

※上記以外の時間を希望される方については、相談に応じます。

※夜間は転送電話にて対応させていただきます。

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務形態・人数	
	常 勤	非常勤
管 理 者	人	人
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	人	人
介 護 福 祉 士	人	人
実 務 者 研 修	人	人
初 任 者 研 修 ホームヘルパー1級・2級	人	人
事 務 職 員	人	人

## 7. サービス提供の責任者

利用者へのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪 問 事 業 責 任 者 の 氏 名	
---------------------	--

## 8. 利用料

利用者へのサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の割合の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 訪問型サービスの利用料 (上段：料金・下段 ( ) 内：第1号事業支給費単位数)

サービスの種類	基本利用料		
	事業対象者	要支援1	要支援2
訪問型サービス費 (I) (1月につき) < 週1回程度の利用が必要な場合 >	11,760 円 (1,176 単位)		
訪問型サービス費 (II) (1月につき) < 週2回程度の利用が必要な場合 >	23,490 円 (2,349 単位)		
訪問型サービス費 (III) (1月につき) < (II) を超える利用が必要な場合 >			37,270 円 (3,727 単位)

上記の基本利用料は、福山市長が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改定されます。尚、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

### ※初回加算

新規に介護予防相当訪問介護計画書を作成し、過去2月に当事業所からサービスの提供を受けていない利用者に対して、初回に実施した介護予防相当訪問介護と同月内にサービス提供責任者が訪問した場合は、1月につき200単位の加算となります。

### ※介護職員等処遇改善加算

介護職員の処遇改善が後退しないよう更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とする加算となります。

介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の24.5%

### (2) キャンセル料

月額定額払いの為キャンセル料金は発生しませんが、サービス利用をキャンセルする際には、すみやかに当事業所までご連絡くださいますようご協力をお願い致します。

尚、当日のキャンセルにつきましては、振替でのご利用は致しかねます。

### (3) 支払い方法

利用者指定口座より自動振替

指定の口座から自動振替になりますので毎月26日までにご入金お願い致します。

(引き落とし日が銀行休業日の場合、引き落とし日は翌営業日となります。)

医療費控除に領収証が必要な場合、ご連絡頂ければ発行致します。

## 9. 虐待の防止のための措置

- ・虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	河村 千春
---------------	-------

- ・虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催しています。
- ・虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町の窓口に通報します。

## 10. 身体的拘束等の禁止

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。やむを得ず身体的拘束や行動を制限する行為を行う場合には、切迫性、非代替性、一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人、家族への説明同意を得ることとし、身体拘束を行った場合はその状況についての経過を記録し、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力することとします。

### 11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の変化等があり緊急の対応が必要と判断される場合は、事前の打ち合わせにより決めさせて頂いた、主治医・救急隊・親族・介護予防支援事業者等へ連絡を致します。(原則として訪問介護員は救急車への同乗はいたしません。)

### 12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び福山市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 13. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	< 電話 >	084-928-8090
	< 受付時間 >	平日の8:30~17:30
	< 担当者 >	河村・兼田・向井・岩永・吉村
	< 解決責任者 >	河村 千春

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

広島県福祉サービス運営適正化委員会	< 電話 >	082-254-3419
広島県国民健康保険団体連合会	< 電話 >	082-554-0783
福山市高齢者支援課	< 電話 >	084-928-1189
府中市福祉事務所	< 電話 >	0847-40-0222
井原市介護保険課	< 電話 >	0866-62-9519

#### 14. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめ

ご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
  - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
  - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
  - (3) 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。